



2026 年農業経営者からの提言書

～物価高騰を乗り越え、強靱な農業経営の実現と食料の安定供給に向けて～

2026 年 3 月 12 日

公益社団法人 日本農業法人協会

目次

2026年農業経営者からの提言書（概要）	1
はじめに	2
1. 農地の有効活用等による生産性の向上	
（1）農地の集積・集約の加速化	3
（2）農地の基盤整備の推進	4
（3）適地適作による生産性の向上	4
2. 物価高騰に対応した収益構造の実現	
（1）農畜産物・農業用資材等の流通構造の改革	5
（2）農業用施設の設置コストの低減	6
（3）スマート農業・農業DXの推進	7
3. 輸出拡大等サプライチェーンへの支援	
（1）輸出拡大	7
（2）サプライチェーンの発展	8
4. 農業人材等の確保・育成	
（1）労働力確保と必要なスキルの育成	8
（2）農業経営体の経営力・生産技術の高度化	9
5. 持続可能な農業の実現	
（1）災害・気候変動に対応した収入安定対策	9
（2）家畜伝染病の防疫対策等の強化	11
（3）環境にやさしい農業及び鳥獣被害対策の推進	12
（4）国民の国産農畜産物への理解醸成	13

2026年農業経営者からの提言書（概要）

～物価高騰を乗り越え、強靱な農業経営の実現と食料の安定供給に向けて～

2026年3月12日(木) 公益社団法人 日本農業法人協会

目指すべき姿

- ◆ 会員は我が国の農業経営のリーダーとして、自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の改革改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献していく。
- ◆ 我々は農業界の公益社団法人として、農業政策の展開方向を踏まえた政治、行政及び国民に向けた積極的な提言により、不合理な規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。

法人経営の重点課題

食糧法の改正・水活の見直し／農地の分散／物価の高騰／コスト増加要因となる各種規制／適正価格の実現／輸出の拡大／人材の不足／収入安定対策

政策提言の主な事項

1. 農地の有効活用等による生産性の向上

- 農地集約により生産性を向上させるため、農地バンク及び市町村等に対する支援を強化すること。
- 地域計画に位置付けられた者が自身の農業経営の将来像を描ける地域計画への見直しを早急に進めること。
- 機動性の高い農地の基盤整備事業を推進するとともに、ゾーニングの徹底により農地を保全すること。
- 経営所得安定対策は、生産性向上の観点から適地適作を前提とし、農地の地目にかかわらず、品質や収量に応じたインセンティブを与える仕組みとすること。

2. 物価高騰に対応した適正価格の実現

- 農畜産物の取引において、再生産を可能とする合理的な農畜産物の価格形成がなされるよう、加工・流通構造の改革を強力に推進すること。
- 農業用施設の設置コスト増加の要因に繋がる各種規制等を順次、抜本的かつ速やかに見直すとともに、その取扱いを周知徹底すること。
- スマート農業の技術開発は実用的で低コストを目指し、野菜や果樹等の研究・開発を強力に推進するとともに、活用のための手続を簡素化すること。

3. 輸出拡大等サプライチェーンへの支援

- 国内需要を上回って生産可能な農畜産物について輸出拡大に資する政策を推進するとともに、総合商社や全農等の大手輸出事業者が主体的かつ積極的に輸出に取り組むよう強力に働きかけること。

4. 農業人材等の確保・育成

- 農業が新規学卒者をはじめ女性や外国人等の多様な人材からも選ばれる産業となるよう、労働関係の法制度・手続等の改善をはじめ、労働環境の整備・改善に繋がる政策を推進すること。

5. 持続可能な農業の実現

- 農業者が安心して経営できるよう、農業者のニーズや実態に即した経営安定対策の見直し・充実を図ること。
- 産学間連携の下、気候変動に耐え得る強い品種や農法等の研究開発の加速化・普及を推進すること。
- 家畜伝染病の水際対策を従来以上に強化するとともに、農業者の予防対策への財政的支援及び適切に獣医療が受けられる体制整備を推進すること。

はじめに

2025年3月に公表された地域計画の作成結果においては、10年後に約3割の農地が利用されなくなる懸念が示され、2025年農林業センサスの速報値では基幹的農業従事者が前回調査より25.1%減少したと発表された。日本の農業は担い手の確保、農地の耕地面積において危機的状況にある。また、2024年から始まった米の価格高騰等の問題を踏まえて食糧法の見直しが検討されていることに加え、2027年度には水田政策の見直しが行われる。農業法人は既に契約栽培等による計画的な生産により「需要に応じた生産」に主体的に取り組んでいることから、今回の見直しが2018に廃止された生産調整による目標配分及び行政配分への先祖返りとなり、生産の自由が制限されたかつての減反政策等に戻ることがないように、意欲ある担い手へ生産拡大を喚起させる政策となることを強く期待している。また、これらの状況が改善されなければ食料・農業・農村基本法の基本理念である「食料安全保障の確保」さえ果たせなくなると危惧している。

食料安全保障を確保するためには、1999年の基本法制定時の原点に立ち戻り、「望ましい農業構造」、すなわち、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造」の確立を加速させなければならない。

日本農業法人協会（以下、「当協会」という。）会員をはじめとする農業法人は、四半世紀にわたり、この「望ましい農業構造」の実現に向け、農業を「農地・水等の地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包括する生命総合産業」と捉え、農業界を牽引する経営者として、国民への食料供給と農村・地域社会を支えていくという自覚を持って、経営環境の急変の中においても経営の持続と発展に努めている。2025年農林漁業センサスの速報値において、法人等を含む団体経営体は前回調査より2.9%増加するなど農業法人が担うべき役割は高まっており、国内の生産基盤を維持・強化することに加えて、国際競争力を備えたいうえで輸出の拡大にも取り組む必要がある。

一方、急激な物価の高騰や気候の変動など農業経営を取り巻く環境は大変厳しい条件にあり、我々は、独自のアイデアで事業の多角化やコスト削減等、経営努力を積み重ねていく決意であるが、努力だけでは解決できない課題は政策面で解決するしかない。

我々は農業界の公益社団法人として、日本農業が成長産業として発展し得るよう、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言を行うことで、不合理な規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献していく覚悟である。

このため、当協会は、日本の農業を一層発展させ、国民生活の向上に寄与することで「農業が若者の将来就きたい職業の第1位となること」を目指して、以下の政策提言を行う。

1. 農地の有効活用等による生産性の向上

(1) 農地の集積・集約の加速化

- **農地集約により生産性を向上させるため、農地バンク及び市町村等に対する支援を強化すること。**

農業法人の経営規模は年々拡大を続けており、農業法人が離農者等の農地の受け皿になっている。その一方で、農業法人の農地は分散しており生産性の低下に繋がっている。

今後、基幹的農業従事者が減少するなかで農業の生産性向上は急務である。農地集積・集約を加速させるためには農地バンクが必要不可欠であり、より一層の活用促進が期待される。この機能をより高める施策を講じるとともに、市町村等に対する支援の強化が必要である。

【必要な施策】

- ・ 農地バンクに対する予算及び人員の増強
- ・ 農地バンクが全ての農地の利用権を掌握できる制度の創設
- ・ 農地バンクを通じた農地交換による集約化促進制度の創設
- ・ 農地バンクを介した契約時（更新を含む）の手続の簡素化
- ・ 農地バンクによる所有権移転登記費用（登録免許税負担）の更なる軽減措置
- ・ 所有者不明農地に係る利活用の手続の簡素化
- ・ 遊休農地への固定資産税の課税強化等による農地所有の流動化の促進
- ・ 遊休農地と参入法人とのマッチングを行うためのデータベースの創設

- **地域計画に位置付けられた者が自身の農業経営の将来像を描ける地域計画への見直しを早急に進めること。**

地域計画は策定して終わりではなく、随時見直すことに意義がある。果樹生産のように定植から収益化まで時間を要する作目もある。従って地域計画においては生産品目や目標とする生産量を定める等により可視化し、地域に応じた支援策を検討する必要がある。

また、地域計画に位置付けられた者は、地域の担い手として農地や雇用を守っていく役割を担うことからインセンティブを高めることが見直しの加速化に必要である。

【必要な施策】

- ・ 地域計画に位置付けられた者に優位性のある具体的な支援措置の推進
- ・ 地域ごとの生産品目や生産目標の設定により、地域ごとの将来ビジョンを見据えた支援策の拡充

(2) 農地の基盤整備の推進

○機動性の高い農地の基盤整備事業を推進するとともに、ゾーニングの徹底により農地を保全すること。

生産性向上のためには農地の効率的利用の極大化が求められる。そのためには、農地の大区画化に加え、給排水、大型農業機械進入路の設置等の基盤整備や樹園地における永年作物撤去等の土地や生産物に沿ったきめ細やかな基盤整備が必要である。一方、基盤整備事業は計画から事業完了まで長期間を要するため、機動的な実施や農業者自らが実施する基盤整備事業への支援が急務である。

また、併せて基盤整備後の農地を将来にわたって保全するため、ゾーニングの徹底が必要である。

【必要な施策】

- ・基盤整備事業を加速化させるための集中的な財政の出動
- ・農業者が自ら実施する畦畔除去等の基盤整備事業への支援の強化
- ・基盤整備事業の採択基準に単位面積当たりの収入基準を創設
- ・老朽化した水利施設等の改修について補助の要件緩和等の行政主導による推進
- ・水不足への対応として樹園地等における井戸掘削や灌水設備導入への支援
- ・市町村の農用地区域の指定（変更）を一定期間認めない等による運用の厳格化

(3) 適地適作による生産性の向上

○経営所得安定対策は、生産性向上の観点から適地適作を前提とし、農地の地目にかかわらず、品質や収量に応じたインセンティブを与える仕組みとすること。

食品の原材料として需要がある国産の小麦や大豆、畜産への飼料として需要がある飼料用米等については引き続き生産拡大への支援が必要である。

令和9年度に行われる水田活用の直接支払交付金の改正において、需要があり国内で不足する作物に対する経営所得安定対策については、生産性向上の観点から適地適作を前提とし、農地の地目にかかわらず、品質や収量に応じてインセンティブを与えて推進し、努力した生産者が報われる仕組みが必要である。

【必要な施策】

- ・経営安定所得対策について農地の地目にかかわらず、品質や収量に応じてインセンティブを与える仕組みの推進
- ・地域ごとの生産条件の違いを考慮した基準単収の設定による交付金単価の検討
- ・耕畜連携を安定的に維持できるよう長期的な取引関係のある飼料用作物生産者への支援
- ・国産飼料用作物を購入する畜産事業者への具体的な支援

○ 中山間地域において担い手が農業生産の主体となれる制度への見直し及び事務の簡素化を推進すること。

会員の44%は中山間地域を主体として生産を行っている。過疎化・高齢化が進むなか農地の保全や農畜産物生産の推進のためにも、地域の担い手が安定的に事業を継続できる仕組みが必要である。

農業法人は、広域で事業展開しているため、個別集落ごとの調整や事務負担が大きい。意欲ある担い手の参入が進展するための制度へ見直し、中山間地域での農業の維持や参入を促す必要がある。

【必要な施策】

- ・ 広範囲で耕作している者等への個別の集落協定に関する事務の簡素化
- ・ 一定の農地集積を行っている担い手が実施する事業への補助対象の拡大
- ・ 行政主導のプッシュ型の農業基盤整備等による参入を促す施策の推進
- ・ 担い手が自ら実施できる畦畔除去等の基盤整備事業への支援の強化
- ・ 家畜の放牧を活用した農地保全など地域に合った中山間地域支援の推進

2. 物価高騰に対応した収益構造の実現

(1) 農畜産物・農業用資材等の流通構造の改革

○ 農畜産物の取引において、再生産を可能とする合理的な農畜産物の価格形成がなされるよう、加工・流通構造の改革を強力に推進すること。

急激な物価の高騰により農畜産物の生産コストは上昇しており、生産コストの販売価格への転嫁は経営にとって最も大きな課題となっている。

食料システム法が本格施行されることに伴い、農畜産物が再生産可能な適正価格で安定して透明性の高い流通を行えるよう農畜産物の加工・流通構造の改革を強力に推進する必要がある。

【必要な施策】

- ・ 再生産価格が適正に形成されるためのコスト指標の運用の実現
- ・ 生乳の取引において農協（全農、指定団体等）が乳業メーカーと乳価交渉する際、生乳価値の毀損を回避するよう強力な指導
- ・ 卸売市場について、規格の簡素化や主要農業国の市場手数料の仕組み及び税制の調査を前提とした、市場手数料の負担率や出荷奨励金・完納奨励金を含む従来の取引慣行の徹底的な見直しや、市場法改正を踏まえた改革の加速化
- ・ 備蓄米の放出や買い入れについて透明性のある運用方法の策定と公表
- ・ 米等の取引について、集荷業者・団体に対する「無条件委託販売」から「買取販売」への更なる転換や、インボイス制度の農協等特例とのイコルフットィングの実現
- ・ 米・麦・大豆等の等級検査について、実需者ニーズに即した内容への見直し

○ **農畜産物の生産が低コストで実現できるよう、農業資材・機械業界の構造改革を推進するとともに、耕畜連携等により未利用資源の活用を推進すること。**

【必要な施策】

- ・「農業競争力強化プログラム」に基づく農業生産資材・飼料業界の構造改革や全農等の生産資材の買い方の見直しの促進
- ・農業機械の開発を行う企業の新規参入支援及び企業間の競争の促進
- ・耕畜連携が見込まれる堆肥舎や堆肥化プラント等の整備の促進

(2) 農業用施設の設置コストの低減

○ **農業用施設の設置コスト増加の要因に繋がる各種規制等を順次、抜本的かつ速やかに見直すとともに、その取扱いを周知徹底すること。**

【必要な施策】

- ・農振法、農地法等で規定する農業用施設の対象に寄宿舍、農泊施設等の追加
- ・農村部における都市計画法及び農振法によるゾーニング重複区域の解消
- ・地域性や安全性を踏まえた農業用施設の建築基準適用除外となる範囲の見直し
- ・畜舎建築特例法の対象となる畜舎について、市街化区域・用途地域等での機械的な線引きによらず、生産現場の実態に合わせた制度への見直し
- ・畜舎建築特例法の対象となる堆肥施設に耕種農家が建設する堆肥施設の追加
- ・農業用施設への軽量ソーラーパネル設置に係る実態に応じた建物強度基準の見直し
- ・農業用施設の低コスト工法の開発・普及への支援措置
- ・補助事業の要件等の見直し（戸数要件の廃止、地域の実情にあわせた規模・面積要件の設定、6次産業化等の経営実態を踏まえた売上要件の見直し、事業施行期限の運用の柔軟化等）
- ・補助事業で取得した対象物に係る補助事業目的の範囲内での改良或いは使用
- ・水利権においては早期栽培等の現場の実態に合わせ、農業用水の取水期間を柔軟に変更できる運用の徹底
- ・各種規制緩和の取扱いについて地域差等が生じないように関係機関への周知の徹底

(3) スマート農業・農業DXの推進

○ **スマート農業の技術開発は実用的で低コストを目指し、野菜や果樹等の研究・開発を強力に推進するとともに、活用のための手続を簡素化すること。**

農業法人は労働力や人材育成による課題を多く抱えており、生産性向上の観点からもスマート農業の普及に期待するところは大きい。特に、収穫作業に人手を要する野菜や果樹等への対応が急がれる。ただし、導入にあたっての投資は大きいため、技術開発にあたっては費用対効果が見込まれるものとする必要がある。

【必要な施策】

- ・産学官の連携による IT・AI・ロボット・ビッグデータ・オープン API 等のデジタル技術の開発の加速化と生産現場への普及促進及びデジタル・インフラの整備の推進
- ・果樹における「スマート樹形」への改植支援などスマート農業に取り組むための生産のインフラ整備に対する支援
- ・過剰な機能を省いたスマート農業用機械の低コスト化の推進
- ・中小規模や都市農業で活用可能な汎用性の高いスマート農業用技術の開発支援
- ・スマート農機のメンテナンスやアップデートに係る支援措置
- ・農業用ドローンによる除草剤の高濃度散布の実装に向けた技術支援
- ・農業用ドローンの飛行申請や通告事務の簡素化の推進

3. 輸出拡大等サプライチェーンへの支援

(1) 輸出拡大

○ **国内需要を上回って生産可能な農畜産物について輸出拡大に資する政策を推進するとともに、総合商社や全農等の大手輸出事業者が主体的かつ積極的に輸出に取り組むよう強力に働きかけること。**

【必要な施策】

- ・国内需要を超えて生産可能な国産農畜産物を輸出重点品目に位置付け、重点を置いた支援措置の推進
- ・酪農業界については、ニュージーランドの「フォンテラ」を参考とした生乳・乳製品の輸出拡大の推進
- ・輸出を行う流通業者への具体的なインセンティブ措置の検討
- ・輸出産地の育成と併せて販路確保のネットワーク作りや総合商社・全農等が積極的に輸出に取り組むための支援
- ・海外の実需者（日本食レストラン等）と国産農畜産物の連携強化の推進

(2) サプライチェーンの発展

○ 食品産業事業者の国産農畜産物の利用拡大に繋がる施設整備に対して支援すること。

国産農畜産物の生産拡大を後押しするためには、実需者である食品産業事業者に対する利用へのインセンティブ措置が必要である。また、食肉加工場等のように行政の許可に基づき事業を行う者が国産農畜産物の流通段階でのボトルネックとならないような支援策が必要である。

【必要な施策】

- ・ 国産の農畜産物を利用した施設整備等に対する時限的な税制や資金調達における優遇措置の恒久化
- ・ 老朽化した食肉処理工場等の更新による加工・流通段階でのボトルネックの解消

4. 農業人材等の確保・育成

(1) 労働力確保と必要なスキルの育成

○ 農業が新規学卒者をはじめ女性や外国人等の多様な人材からも選ばれる産業となるよう、労働関係の法制度・手続等の改善をはじめ、労働環境の整備・改善に繋がる政策を推進すること。

生産年齢人口の減少に加えて、他産業との就労条件との格差等により、農業法人の労働力確保は喫緊の課題となっている。また、農作業中の事故は、就業人口 10 万人当たりの死亡率が他産業よりも大幅に高い水準にあり、女性や外国人等の多様な者から「選ばれる産業」となるような労働環境の整備・改善が必要である。

【必要な施策】

- ・ 農作業の安全教育について研修等による対策への支援強化
- ・ 農業従事者への労働の規制については、季節性や天候に左右される特異性、適期の作付・収穫という特性に配慮した制度の推進
- ・ 新規雇用者支援対策の拡充と外国人材への対象の拡大

○ 企業内で専門的な人材が育成可能となる支援策を推進すること。

農業法人の企業化が進む一方で、企業としての成長を促進させるための人材の育成が課題となっている。スマート農業の普及や経営規模の拡大等に伴う経営管理にあたっては分野ごとに専門性の高い人材の育成が必要である。

【必要な施策】

- ・ 農業法人を教育機関として位置付け、経営管理やスマート農業等最先端技術の利活用ができる人材を育成支援する仕組み作りの推進

(2) 農業経営体の経営力・生産技術の高度化

- **農業経営体が経営力・生産技術を高度化するため、産学官連携により農業者への学習機会の周知及び活用を促すこと。**

経営規模の拡大により高度化する農業経営のノウハウ習得や組織マネジメントのスキルアップ等に加え、次世代を担う農業者の育成を行うためには、それぞれのステージに合致した学習の機会が必要である。また、生産技術の高度化のためには、農機具メーカー・農業システム開発企業と農業法人との連携が不可欠であり、農業法人自身が生産技術を学べる人材育成の場となるよう支援を行う必要がある。

【必要な施策】

- ・官民それぞれが提供する研修等の経営段階や分野別等による体系化・可視化の推進

5. 持続可能な農業の実現

(1) 災害・気候変動に対応した収入安定対策

- **農業者が安心して経営できるよう、農業者のニーズや実態に即した経営安定対策の見直し・充実を図ること。**

収入保険制度をはじめとする経営安定対策があるが、気候変動や連続した災害の発生など農業を取り巻く環境変化は著しい。令和6年以降に高騰した米価については、急激な下落も懸念される。このような中、意欲を持って農業経営を維持・発展させていくためには、生産拡大や自らの工夫により経営対策へ取り組む者にとってより優位性のある対策とするが必要である。

【必要な施策】

- ・収入保険制度について、①被災等により連続した収入減を考慮し、災害年を基準収入から除外するなどの災害特例の強化、②市場全体での農産物の価格暴落が起きた際に災害に準じた対応をとる特例措置の創設、③経営規模を行う際に収入が見込み額を下回る場合には自己責任なく補填を行う特例の創設、④複合経営等による経営安定策の取り組み内容や経営実績を評価し、より優位性のある保険加入時の保険料率の設定や助成による負担軽減措置の検討
- ・飼料価格対策について、配合飼料価格安定制度の補填発動基準となる輸入原料価格の算定期間の拡大、単味飼料（少なくとも配合飼料輸入原料価格の算定対象原料5品目）に対する同制度と同様の支援体制の構築
- ・マルキン制度について高コスト、高単価で販売する生産者のセーフティネットとなるよう掛金や補填水準の多段階化や算定基準の地域別等による細分化
- ・酪農について、牛マルキンに類する経営安定対策の創設
- ・災害時に迅速に再建可能な「低コスト対候性ハウス」等の技術開発への支援

○ 財務基盤の強化に向け、農業経営への投資を促進する施策等を推進すること。

農業法人は規模拡大、多角化等により経営のガバナンスの強化に取り組んでいるが、他人資本に依存している傾向があり、安定的な成長のためには財務基盤強化のため、自己資本の充実が必要である。

また、設備投資の投資回収が長期化する産業であることから返済期間が10年を超える長期資金にニーズがある一方、物価高騰や担い手への経営資源の集中により必要となる調達金額は増加しており、調達の困難性が高まっている。制度資金や民間金融機関の農業分野への円滑な投融資について国の強力な後押しが必要である。

【必要な施策】

- ・ 農業経営に対する ESG 投資等の外部出資を促進する施策の推進
- ・ 物価高騰に対応した農業経営基盤強化資金（通称「スーパーL 資金」）制度の拡充
- ・ 民間金融機関による挑戦的かつ円滑な融資の推進への支援

○ 産学間連携の下、気候変動に耐え得る強い品種や農法等の研究開発の加速化・普及を推進すること。

今後も気候変動の進行は見込まれ、従来の品種や農法等では安定的な農畜産物の生産は困難となる。気候変動に耐え得る強い品種や農法等の研究開発を加速化し、普及することが必要である。

【必要な施策】

- ・ 高温耐性品種の安定供給体制の構築
- ・ 実証効果が認められた対処技術（遮光ネット等）の普及への支援

(2) 家畜伝染病の防疫対策等の強化

○ 家畜伝染病の水際対策を従来以上に強化するとともに、農業者の予防対策への財政的支援及び適切に獣医療が受けられる体制整備を推進すること。

海外から国内に家畜伝染病が持ち込まれるリスクが高まっているため、水際対策を従来以上に強化すること。蔓延防止の観点からは農業者自身による予防対策が求められるが、経済的負担が大きいため、地域への広域的な影響も勘案して国による財政的支援が必要である。

【必要な施策】

- ・ 人材確保のため、獣医師が産業動物分野へ就業することへのインセンティブ措置
- ・ 動物看護師や人口授精師の権限を拡大することでの獣医師の業務負担の軽減
- ・ 獣医師以外の農場従事者が可能となるワクチン接種等の予防対策に関わる業務の範囲拡大
- ・ 伝染病発生時の原種鶏・種鶏の輸入について、地域主義や相互承認等の対策による輸入停止によるリスク軽減措置の検討
- ・ 野生動物侵入防止柵や消毒施設の設置等について国による財政的支援

○ 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準の運用は、農業者の経済的負担にも配慮しつつ、科学的かつ生産現場で運用可能なものとする。

国内では、ヨーネ病及び高病原性鳥インフルエンザの発生が著しい。これらの発生時には農業者及び家畜保健衛生所に過度な負担が生じており、家畜においてもストレスが発生していることから、海外事例なども参照し科学的根拠に基づく負担軽減を検討する必要がある。

また、家畜の殺処分後の処理方法についても各地域で環境整備を進める必要がある。

【必要な施策】

- ・ 感染後の殺処分について畜舎単位で処分を行うなど早期復旧が可能な運用への見直し
- ・ ヨーネ病は、検査基準が厳しく発病前検知が困難であるため検査基準の見直し
- ・ 地方自治体が埋却地を確実に確保できる仕組みを構築することへの支援
- ・ 埋却に頼らない体制構築のための焼却施設整備に向けた法的・財政的支援
- ・ 豚熱ワクチンの接種者要件緩和や鳥インフルエンザ対策としてのワクチン接種など、ワクチン運用についての議論の加速化

○ 家畜伝染病発生時のセーフティネット対策を充実すること。

家畜伝染病が発生した場合でも経営継続に支障が生じないよう、セーフティネット対策は欠かせない。復旧に必要な手当金等を速やかに活用できる措置が必要である。

【必要な施策】

- ・ 手当金について評価方法の見直しや概算払い制度の創設による早期支給の実現
- ・ 伝染病発生時の補償金について家畜の導入時まで課税繰り延べできる税制の措置

(3) 環境にやさしい農業及び鳥獣被害対策の推進

○ 再生可能エネルギーを含めた地域資源をフル活用し、いわゆる物質循環を重視した政策を強力に進めること。

農業法人は、環境にやさしい農業の実現に向け、減化学農薬・減化学肥料の他、籾殻くん炭の水田への施用による CO₂ の削減や、家畜糞尿から発生するメタンガスの熱利用等、温室効果ガス削減や生物多様性に資する農業に率先して取り組んでいる。

国は、2050 年までに有機農業の面積割合を 25%にする目標を掲げるなどにより取り組んでいるが、まだ道のりは遠く、十分な財政的支援を含め、「みどりの食料システム戦略」等の物質循環を重視した政策を強力に推進する必要がある。

【必要な施策】

- ・ 都道府県における総合防除計画実施体制の強化及び GAP・有機 JAS 認証等の取得環境整備への支援
- ・ 農畜産物由来の再生資源（籾殻くん炭、家畜糞尿等）のバイオマスの利活用及び J-クレジット化の推進

○ 深刻化する鳥獣害被害への対策について農畜産物への影響だけではなく、労働環境の安全性の確保に向けた対策を早急を実施すること。

地域の高齢化や過疎化が進むなか、農畜産業への鳥獣被害は年々深刻化しており、近年は熊による人命に関わる被害が急増するなど、社会的な問題となっている。

農業者は、被害地域での屋外作業が避けられないことから、労働環境の安全性を確保するためにも早急に具体的な対策を推進する必要がある。また、農畜産物への鳥獣被害は地域によって実情が異なることから柔軟な対策が行える体制が必要である。

【必要な施策】

- ・ 対策として有効である電気柵等の設置普及に向けた支援の強化
- ・ 捕獲された鳥獣の焼却施設整備等の処理体制の強化
- ・ 地域の実情に合わせて都道府県が指定した有害鳥獣（カモ、ヒヨドリ等を含む）に対する防護柵設置等への支援の拡充
- ・ 猟友会への活動費補助や許認可取得への助成など若手ハンター育成への支援強化
- ・ 地域住民の生活の安全性確保の観点からも農業以外の分野を含めて緊急的な財政出動による対策の推進

（４）国民の国産農畜産物等への理解醸成

○ 農業及び国産農畜産物の生産振興の重要性に対する国民の理解醸成に向けて、食農教育イベント開催を推進し、食育及び食品ロス削減等への取り組みを国が地域と連携しながらリードして執り行うこと。

食料の多くを輸入に依存する我が国においては、国内の食料生産拡大の重要性を広く国民に周知し、理解してもらい、国産農畜産物を自発的かつ積極的に選択・消費してもらうことが必要不可欠である。当協会では、農業団体、外食団体及び大学等との連携の下、国民や子供に農業の魅力と大切さを発信するための体験型イベント「ファーマーズ&キッズフェスタ」を主催し、継続的に食農教育の推進に取り組んでいる。

また、食料システム法の施行に合わせて生産者の再生産が可能となる価格水準（希望小売価格等）の形成について、消費者への理解醸成を推進する必要がある。

国民の理解醸成及び行動変容を強力に促すためには、国産農畜産物及び食料の安定供給の重要性を教える農業教育の推進が重要である。

【必要な施策】

- ・ 食料システム法施行に伴う農産物の適正価格の考え方を周知するイベントの開催
- ・ 地元農畜産物を活用した学校給食の提供など地域単位での活動の支援
- ・ 都市部にある農地に対しての公益性を評価した課税の軽減措置
- ・ 国主導による食育農育推進のための体験型イベントの企画開催